

〒104-0061

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー 8 階  
株式会社 北の達人コーポレーション 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-4 0  
ブライツシティ柏木 702 号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL: <https://www.shiminnet-tohoku.com>  
Mail: [shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp](mailto:shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp)



## 申入書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成 29 年 4 月 25 日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に、貴社の広告に関して問題があるのではないとの情報提供がありました。当団体としても貴社の後述する HP を確認しましたところ、特定商取引法上、以下のような問題があると思料いたしましたので、改善していただくよう申し入れいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のために申し添えます。

### 1 問題あるホームページの URL 及び商品について

#### (1) URL の表示 (スマートフォン限定)

<https://www.lp.kaitekikobo.jp>

【公式】薬用『クリアストロングショットアルファ』(北の快適工房)

#### (2) 商品名

「クリアストロングショットアルファ」

### 2 申入れの趣旨

- (1) 上記商品のインターネット通信販売において、最終確認画面を設けずに契約の申込を受ける行為の停止すること、

(2) もしくは、最終確認画面を設け、特定商取引法 11 条及び 12 条の 6 の求める表示内容を適切に表示することを求める。

### 3 申入れの理由

(1) 特定申込みを受ける際の表示、いわゆる最終確認画面の不存在

上記のホームページですが、主にスマートフォンなどでアンケートを經由した際、下部に消費者が購入するための情報を入力するためのフォームが存するところ、そのすぐ下に「申込み」とのボタンが設置されており、消費者が当該ボタンを押せば、定期の物品購入契約が成立することになるように見受けられます。

「申込み」ボタンのすぐ下には、定期コースの初回費用である 2063 円（決済手数料 248 円込み）という金額の表示しかされておらず、定期購入であることを表示する最終確認画面が設けられていません。このような表示からすれば、消費者は、入力した自らの情報や契約内容について十分な確認を行うことがないまま、契約が成立することになりかねません。

(2) 契約の申込を受ける行為の差止

特定商取引法は、12 条の 6 において、「特定申し込みにかかる手続が表示される映像面」があることを前提にさらに契約内容の詳細を記載するよう表示義務を課し、申込画面及び最終確認画面を設けることを求めています貴社の上記ホームページは同法が求める映像面を備えているとはいいがたく、12 条の 6 の表示義務に明らかに違反しています。

よって、当団体としては、貴社において、特定申し込みにかかる手続が表示される画面、いわゆる「最終確認画面」を設けないまま、契約の申込を受ける行為を停止するように申し入れるものです。

なお、当団体の差止事由とはなりません。貴社の HP の現在の状況につき、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（いわゆる「電子契約法」）の 3 条が求める確認措置がない状態であるということも付言いたします。

(3) 最終確認画面を設けること及び特定商取引法第 11 条 1 号から 5 号に定める事項の表示を行うこと

前項において指摘したとおりですが、貴社の HP には最終確認画面がそもそも存在しないため、特定商取引法第 11 条及び同法 12 条の 6 が定める各通信販売における表示がなされていないものと考えております。

上述のとおり、最終確認画面を適切に表示するとともに、貴社の定める定期コースに関する、商品の対価、各支払いの時期及び方法、商品の引き渡し時期、契約期間、申し込みの撤回又は解除に関する事項について適切に表示されるように申し入れます。

以上の申入れに対し、本書面到着後 2 カ月を目途にご回答をお願いいたします。

以上